

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	32
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの 【新宿区児童育成手当条例(昭和46年新宿区条例第24号。以下この号において「条例」という。)による児童育成手当の支給に関する事務(障害手当)】
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)別表第5項 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	(目的及び趣旨) 新宿区児童育成手当条例第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>(目的及び対象者) 第1条 この法律は、<u>精神又は身体に障害を有する児童</u>について特別児童扶養手当を支給し、<u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u>に障害児福祉手当を支給するとともに、<u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u>に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の<u>福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の<u>福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>新宿区児童育成手当条例 新宿区児童育成手当条例施行規則</p>